

2019年11月

【早期償還条項付き外貨建て債券】

～外国証券情報に記載の償還期限について～

SMBC日興証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会: 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

SMBC
NIKKO

早期償還条項について

早期償還条項とは

- 早期償還とは、債券が満期前に償還することを指し、期限前償還や繰上償還とも呼ばれます。早期償還の条項が付いた債券を、早期償還条項付き債券といいます。早期償還条項には、発行体の任意によって全部または一部が償還されるものと、あらかじめ条件を定めその条件を満たした場合に償還されるものなどがあります。

一般的な早期償還のリスクについて

- 早期償還リスク: 保有債券が満期前に早期償還する場合、本来満期までの間に受け取れるはずだった利息は受け取れなくなります。
- 再投資リスク: 市場金利の変動に応じて債券利回りは変動するため、早期償還した債券の資金を再投資するにあたって、早期償還されない場合に得られる利回りと同等の利回りを得られないおそれがあります。

当社で取り扱いのある外貨建て債券の主な早期償還条項について

当社で取り扱いのある外貨建て債券の早期償還条項とは

- ▶ 当社で取り扱いのある早期償還条項付き外貨建て債券(仕組債を除く)における、代表的な3つのパターンについてご説明します。
- ▶ あくまでも代表的なパターンの説明になりますので、当社で取扱いのある早期償還条項付き外貨建て債券(仕組債を除く)の全てについて、下記パターンに分類されるわけではないことをあらかじめご了承ください。各銘柄毎の条件は外国証券情報の該当内容をご確認ください。

■ パターン① (詳細は3ページをご参照ください)

- あらかじめ定められた期限内において、発行体任意により、額面金額100%で早期償還する可能性を定めた条項

<外国証券情報 記載例> 償還期限:20YY年MM月DD日(償還金額 100.00%)

ただし、発行体はその選択により、20YY年MM月DD日*以降いつでも、本債券の全額または一部を価格100.00%で償還する権利を有する。

(*通常、償還期限の数ヵ月前が設定される)

■ パターン② (詳細は4-5ページをご参照ください)

- 発行体任意により、国債利回り+上乗せ利回りにより算出される価格、または額面金額100%のいずれか高い方で早期償還する可能性を定めた条項
- 当社ではMake Whole(メイクホール)条項という名称で取扱い

<外国証券情報 記載例> 償還期限:20YY年MM月DD日(償還金額 100.00%)

ただし、発行体は、償還期限より前のいずれの時点においても本債券の全額または一部を、下記(1)又は(2)のいずれか高い方で償還する権利を有する。

- (1) 額面金額の100.00%および経過利子
- (2) 米国債利回りに0.20%を上乗せした利回りにより計算される金額および経過利子

■ パターン③ (詳細は6ページをご参照ください)

- パターン①とパターン②のいずれの条項も付与

<外国証券情報 記載例> 償還期限:20YY年MM月DD日(償還金額 100.00%)

ただし、発行体は、償還期限より前のいずれの時点においても本債券の全額または一部を、20YY年MM月DD日*より前については下記(1)又は(2)のいずれか高い方で、20YY年MM月DD日*以降については額面金額の100.00%で償還する権利を有する。 (*通常、償還期限の数ヵ月前が設定される)

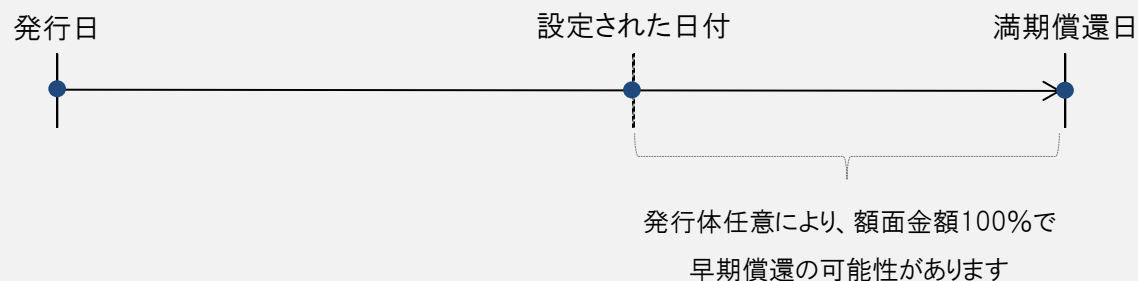
- (1) 額面金額の100.00%および経過利子
- (2) 米国債利回りに0.20%を上乗せした利回りにより計算される金額および経過利子

＜早期償還条項付き外貨建て債券＞パターン①について

パターン①の早期償還条項について

- パターン①の早期償還条項は、あらかじめ設定された期限内において、発行体の任意により、債券の全額または一部が額面金額の100%で早期償還される可能性があります。

【パターン①の早期償還条項 イメージ図】



外国証券情報に記載されているパターン①の早期償還条項について

- 当社取扱いの既発外貨建て債券において、パターン①の早期償還条項が付されている場合、各銘柄の外国証券情報に当該内容を記載していますので、ご確認ください。

外国証券情報内のパターン①早期償還条項 記載例

償還期限：20YY年MM月DD日（償還金額 100.00%）

ただし、発行体はその選択により、20YY年MM月DD日※以降いつでも、本債券の全額または一部を価格100.00%で償還する権利を有する。

（※通常、償還期限の数ヵ月前が設定される）

＜早期償還条項付き外貨建て債券＞パターン②について-1

パターン②の早期償還条項について

- ▶ パターン②の早期償還条項は、外国証券情報の項目「償還期限」に記載されている「利回り(本ページ下段の記載例では米国債利回り+0.20%)から算出された価格」または「元金の額面金額」(※)のいずれか大きい方の値で、発行体の任意により早期償還される可能性があります。 ※銘柄によっては元金の額面以上の償還条項が付されている場合もあります。別途外国証券情報でご確認ください。
- ▶ 当社では、Make Whole(メークホール)条項付債券という名称で取り扱っております。

【パターン②の早期償還条項 イメージ図】



発行体任意により、国債利回り+上乗せ利回りにより算出される価格
または額面金額100% のいずれか高い方で早期償還の可能性があります

外国証券情報に記載されているパターン②の早期償還条項について

- ▶ 当社取扱いの既発外貨建て債券において、パターン②の早期償還条項が付されている場合、各銘柄の外国証券情報に当該内容を記載していますので、ご確認ください。

外国証券情報内のパターン②早期償還条項 記載例

償還期限: 20YY年MM月DD日(償還金額 100.00%)

ただし、発行体は、償還期限より前のいずれの時点においても本債券の全額または一部を、下記(1)又は(2)のいずれか高い方で償還する権利を有する。

- (1) 額面金額の100.00%および経過利子
- (2) 米国債利回りに0.20%を上乗せした利回りにより計算される金額および経過利子

＜早期償還条項付き外貨建て債券＞パターン②について-2

パターン②の早期償還条項付債券の留意事項

- Make Whole条項は発行体任意の早期償還条項のため、当該債券の購入後、次回利払日を待たずに早期償還が決定する可能性が有ります。その際、一般的には額面金額に加え経過利息を受け取ることができます。
- 100を上回る単価(オーバーパー)で購入したMake Whole条項付債券が早期償還する場合、金利上昇要因等で早期償還価格が取得単価を下回る(損失が生じる)可能性があります。

Make Whole条項付債券の早期償還シミュレーション

- 下記のMake Whole条項付債券の銘柄例における、米国債の金利変化パターンに応じた早期償還シミュレーションは以下の通りになります。米国債利回りに0.20%を上乗せした利回りにより算出される価格または100.00のいずれか高い方が、実際に適用される早期償還価格となります。

Make Whole条項付社債の銘柄例※1	
クーポン	3.113%
償還日	2029年7月19日
早期償還の想定日	2019年10月10日
Make Whole条項: 発行体任意により、 <u>米国債利回りに0.20%を上乗せした利回りにより算出される価格または100.00のいずれか高い方</u> で早期償還される可能性が有ります	

早期償還シミュレーション 参照する米国債:クーポン1.625%、2029年8月15日満期、利回り:1.67%			
米国債の金利変化パターン	1.00%金利低下	変化なし	1.50%金利上昇
① 変化後の米国債利回り	0.67%	1.67%	3.17%
② ①の利回り+0.20%	0.87%	1.87%	3.37%
③ ②から算出される早期償還価格※2	120.94	111.03	97.87
④ 実際に適用される早期償還価格	<u>120.94</u>	<u>111.03</u>	<u>100.00</u>

※1 シミュレーション上の仮の銘柄になります。

※2 早期償還価格を算出する上で、「銘柄の受渡日」と「早期償還の想定日」を、同日と仮定してシミュレーションしています。

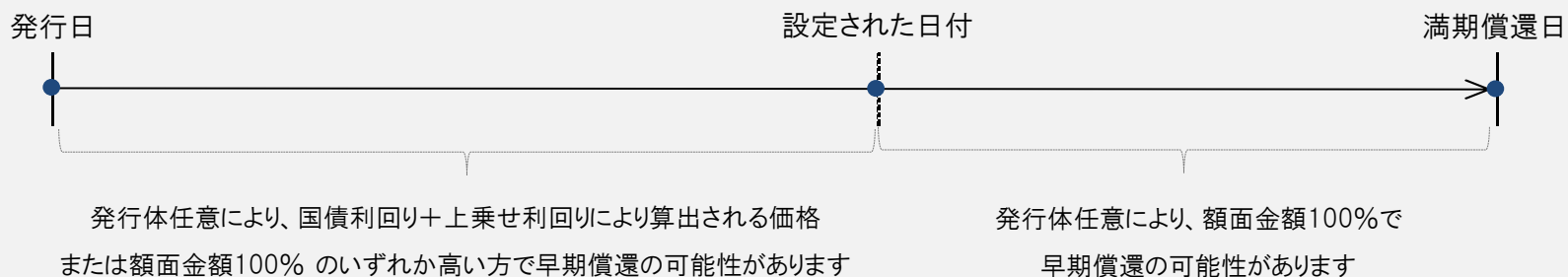
(出所: BloombergよりSMBC日興証券作成)

＜早期償還条項付き外貨建て債券＞パターン③について

パターン③の早期償還条項について

- ▶ 前ページまでで説明してきたパターン①とパターン②の早期償還条項について、いずれの条項も付与されているパターン③の早期償還条項付き外貨建て債券もありますので、ご確認ください。

【パターン③の早期償還条項 イメージ図】



外国証券情報に記載されているパターン③の早期償還条項について

- ▶ 当社取扱いの既発外貨建て債券において、パターン③の早期償還条項が付されている場合、各銘柄の外国証券情報に当該内容を記載していますので、ご確認ください。

外国証券情報内のパターン③早期償還条項 記載例

償還期限：20YY年MM月DD日（償還金額 100.00%）

ただし、発行体は、償還期限より前のいずれの時点においても本債券の全額または一部を、20YY年MM月DD日※より前については下記(1)又は(2)のいずれか高い方で、20YY年MM月DD日※以降については額面金額の100.00%で償還する権利を有する。（※通常、償還期限の数ヵ月前が設定される）

- (1) 額面金額の100.00%および経過利子
- (2) 米国債利回りに0.20%を上乗せした利回りにより計算される金額および経過利子

金融商品取引法 第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

手数料等について

SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.40%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.70%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

リスク等について

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。

なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。

また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。

上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。

商号等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2019年10月1日現在)